

美川地域における公共施設アクションプログラム

美川エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 美川地域の概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
美川小	38	504	756人	9人 (1.2%)	206人 (27.2%)	541人 (71.6%)

(2) 施設の設置状況

美川地域の公共施設は、96 施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	美川	わかば台清流会館	—	W	1993	146.19	○	土・洪	継続	譲渡,協議	23
2	市民文化系施設	集会所	美川	愛宕自治会館	—	W	1982	70.38	○	土・洪	継続	譲渡,協議	23
3	市民文化系施設	集会所	美川	下河内集会所	—	W	1994	43.74	○	土	廃止	廃止	23
4	市民文化系施設	集会所	美川	久保集会所	—	W	1982	64.59	○	土・洪	継続	譲渡,協議	24
5	市民文化系施設	集会所	美川	高ヶ原多目的集会所	—	W	1981	69.56	旧	土	移転	廃止,協議	24
6	市民文化系施設	集会所	美川	高野自治会館	—	W	1982	53.83	○	土	継続	譲渡,協議	24
7	市民文化系施設	集会所	美川	市ヶ原自治会館	—	W	1982	76.26	○	土	継続	譲渡,協議	24
8	市民文化系施設	集会所	美川	小壁多目的集会所	—	W	1982	57.96	○	土	継続	譲渡,協議	24
9	市民文化系施設	集会所	美川	須多田自治会館	—	W	1987	61.28	○	—	継続	譲渡,協議	24
10	市民文化系施設	集会所	美川	竹ノ爪多目的集会所	—	W	1982	66.25	○	土	継続	譲渡,協議	25
11	市民文化系施設	集会所	美川	美川原集会所	—	W	1984	70.39	○	—	継続	譲渡,協議	25
12	市民文化系施設	集会所	美川	門前自治会館	—	W	1985	89.43	○	土	継続	譲渡,協議	25
13	市民文化系施設	集会所	美川	友廻多目的集会所	—	W	1983	66.25	○	土	継続	譲渡,協議	25
14	市民文化系施設	集会所	美川	美川コミュニティセンター	○	RC	1978	1,389.53	○	土・洪	継続	維持(長寿)	25
15	市民文化系施設	その他市民文化系施設	美川	美川基幹集落センター	○	RC	1988	484.84	○	土・洪	継続	維持(長寿)	62
16	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	美川	美川体育館	—	RC	1987	1,142.26	○	土・洪	継続	維持(長寿)	87
17	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	美川	美川グラウンド(便所等)	—	CB	1980	46.21	旧	土・洪	継続	維持(修繕)	95

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
18	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	美川	美川コミュニティひろば(休憩所等)	—	W	2003	11.70	○	土・洪	継続	維持(修繕)	95
19	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	美川	美川根笠運動広場(倉庫等)	—	CB	不明	12.00	旧	土	継続	維持(修繕)	96
20	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	美川	美川地底ホール	—	RC	1996	92.16	○	土	廃止	検討	110
21	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美川	美川大水車関連施設	—	W	1990	227.29	○	土	継続	維持(修繕)検討	119
22	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美川	美川農林漁業体験実習館「山ほたる」	—	RC	1996	1,695.55	○	土	継続	検討	119
23	産業系施設	農林水産系施設	美川	美川東谷東屋	—	W	2010	2.55	○	土	継続	維持(修繕)	120
24	産業系施設	研修センター	美川	美川林業センター	○	RC	1981	552.10	旧	土	検討	検討	131
25	産業系施設	共同販売所	美川	ウッドビレッジみかわ	—	S	1987	239.10	○	土・洪	継続	譲渡,協議	134
26	産業系施設	農林水産系施設	美川	美川東谷水車小屋	—	W	2009	13.25	○	土	継続	維持(修繕)	139
27	産業系施設	加工場	美川	美川小径木加工場	—	S	1981	450.00	旧	土	廃止	廃止	144
28	産業系施設	加工場	美川	美川味噌加工場	—	W	1983	124.34	○	土	検討	廃止,協議	144
29	産業系施設	加工場	美川	美川木工センター	—	W	1983	464.14	○	土	継続	譲渡,協議	144
30	学校教育系施設	小学校	美川	美川小学校	○	RC	1981	2,315.55	○	土	継続	検討	162
31	学校教育系施設	中学校	美川	美川中学校	—	RC	1978	3,166.56	×	土	転用,検討	検討	176
32	保健・福祉施設	保健センター	美川	岩国市美川保健センター	○	W	1991	485.60	○	土・洪	継続	維持(長寿)	186
33	保健・福祉施設	高齢者生きがい活動施設	美川	美川南桑老人作業所	○	W	1991	84.37	○	土・洪	継続	維持(修繕)	199
34	保健・福祉施設	高齢者生きがい活動施設	美川	美川河山老人作業所	—	W	1998	118.73	○	土	継続	維持(修繕)	199
35	保健・福祉施設	高齢者保健福祉施設	美川	美川生活支援ハウスひまわり	—	SRC	2004	872.56	○	土	継続	譲渡,協議	202
36	子育て支援施設	保育園	美川	みかわ保育園	—	RC	1979	484.30	×	—	廃止	廃止	212
37	子育て支援施設	放課後児童教室	美川	美川放課後児童教室	○	美川小学校併設			○	土・洪	継続	検討	228
38	医療施設	診療所	美川	美川歯科診療所	○	RC	1991	111.00	○	土・洪	継続	維持(修繕)検討	236
39	行政系施設	総合支所等	美川	美川支所	○	RC	1978	147.00	○	土・洪	継続	維持(長寿)	244
40	行政系施設	出張所等	美川	根笠出張所	○	RC	1981	14.70	旧	土	継続	検討	251
41	行政系施設	出張所等	美川	南桑出張所	○	RC	1988	20.30	○	洪	継続	維持(長寿)	251
42	行政系施設	消防団車庫等	美川	わかば台消防器庫	—	W	1998	35.72	○	洪	継続	維持(修繕)検討	261
43	行政系施設	消防団車庫等	美川	伊田川消防器庫	—	S	1983	18.63	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
44	行政系施設	消防団車庫等	美川	夏宿消防器庫	—	S	1980	21.00	旧	土・洪	継続	維持(修繕)検討	261
45	行政系施設	消防団車庫等	美川	高ヶ原消防器庫	—	S	1982	22.80	○	—	継続	維持(修繕)検討	261
46	行政系施設	消防団車庫等	美川	舟津消防器庫	—	S	1990	22.80	○	洪	継続	維持(修繕)検討	261
47	行政系施設	消防団車庫等	美川	滝山消防器庫	—	W	1982	22.80	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
48	行政系施設	消防団車庫等	美川	竹ノ爪消防器庫	—	RC	1986	22.08	○	洪	継続	維持(修繕)検討	261
49	行政系施設	消防団車庫等	美川	門前消防器庫	—	LGS	1991	22.08	○	—	継続	維持(修繕)検討	261
50	行政系施設	消防団車庫等	美川	立木消防器庫	—	W	1984	16.00	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
51	行政系施設	消防団車庫等	美川	山ノ内消防器庫・消防道	—	RC	1985	22.08	○	洪	継続	維持(修繕)検討	261
52	行政系施設	消防団車庫等	美川	下柏川消防器庫	—	W	2002	25.20	○	洪	継続	維持(修繕)検討	261
53	行政系施設	消防団車庫等	美川	河山河内神社地下車庫	—	RC	1976	69.21	旧	洪	継続	維持(修繕)検討	262
54	行政系施設	防災行政無線関係施設	美川	美川防災行政無線屋ヶ山中継所	—	LGS	1988	3.80	○	—	継続	維持(修繕)	262
55	行政系施設	その他行政系施設	美川	ヒバリ住宅書庫	—	W	不明	122.14	旧	土	継続	廃止,検討	275
56	行政系施設	その他行政系施設	美川	宮ノ串公用車庫	—	S	1980	180.18	旧	土	転用	検討	276
57	行政系施設	その他行政系施設	美川	平石公用車庫	—	S	1983	194.44	○	土	継続	維持(修繕)	276

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
58	行政系施設	その他行政系施設	美川	わかば台団地排水処理施設	—	RC	1985	59.17	○	土・洪	継続	維持(改修)	276
59	公営住宅	公営住宅	美川	美川ひかり住宅	—	RC	1992	455.52	○	土	継続	維持(長寿)	294
60	公営住宅	公営住宅	美川	美川わかば台住宅	—	W	1986	627.02	○	土・洪	継続	維持(修繕)検討	294
61	公営住宅	公営住宅	美川	美川門前住宅	—	W	1987	342.92	○	土	継続	維持(修繕)検討	295
62	公営住宅	若者定住住宅	美川	美川門前あおば住宅	—	W	1999	687.63	○	土	継続	維持(長寿)譲渡協議	311
63	公営住宅	若者定住住宅	美川	美川門前さくら住宅	—	W	1994	192.00	○	土	継続	維持(長寿)譲渡協議	311
64	公営住宅	教職員住宅	美川	美川中学校教職員住宅	—	CB	1979	178.30	旧	土・洪	継続,廃止	廃止,検討	316
65	公営住宅	教職員住宅	美川	美川小学校教職員住宅	○	CB	1982	210.00	○	土・洪	継続	維持(修繕)	316
66	その他	普通財産集会所	美川	伊田川自治会館	—	W	1981	81.71	旧	土	移転	廃止,協議	334
67	その他	普通財産集会所	美川	滝山自治会館	—	W	1980	115.90	旧	土	移転	廃止,協議	334
68	その他	普通財産集会所	美川	東谷多目的集会所	—	W	1981	54.65	旧	土	移転	廃止,協議	334
69	その他	普通財産集会所	美川	平石自治会館	—	W	1981	34.78	旧	土	移転	廃止,協議	334
70	その他	普通財産集会所	美川	棕野自治会館	—	W	1977	41.32	旧	土・洪	移転	廃止,協議	334
71	その他	普通財産集会所	美川	遠掛自治会館	—	W	1981	49.69	旧	土	廃止	廃止	334
72	その他	普通財産集会所	美川	夏宿多目的集会所	—	W	1981	66.25	旧	土	移転	廃止,協議	335
73	その他	普通財産集会所	美川	見錆自治会館	—	W	1981	49.69	旧	土	移転	廃止,協議	335
74	その他	普通財産集会所	美川	佐手自治会館	—	W	1981	60.29	旧	土	移転	廃止,協議	335
75	その他	普通財産集会所	美川	舟津自治会館	—	W	1981	55.43	旧	土・洪	移転	廃止,協議	335
76	その他	普通財産集会所	美川	西谷自治会館	—	W	1981	69.56	旧	土	移転	廃止,協議	335
77	その他	普通財産集会所	美川	川向自治会館	—	W	1981	54.65	旧	土	移転	廃止,協議	335
78	その他	普通財産集会所	美川	渡里自治会館	—	W	1993	68.17	○	土	継続	譲渡,協議	335
79	その他	普通財産集会所	美川	藤ヶ谷自治会館	—	W	1988	48.10	○	土	廃止	廃止	335
80	その他	普通財産集会所	美川	美川大野多目的集会所	—	W	1981	72.88	旧	—	移転	廃止,協議	335
81	その他	普通財産集会所	美川	柳瀬自治会館	—	W	1979	69.11	旧	土	移転	廃止,協議	335
82	その他	普通財産集会所	美川	立木多目的集会所	—	W	1981	52.17	旧	土	移転	廃止,協議	335
83	その他	公衆便所	美川	わかば台公衆便所	—	W	1992	90.14	○	土・洪	継続	維持(修繕)	355
84	その他	公衆便所	美川	宮ノ串公衆便所	—	RC	1992	12.83	○	土・洪	継続	維持(修繕)	356
85	その他	公衆便所	美川	渡里公衆便所	—	RC	1993	14.13	○	土・洪	継続	維持(修繕)	356
86	その他	公衆便所	美川	南桑公衆便所	—	CB	1988	5.51	○	土・洪	継続	維持(修繕)	356
87	その他	公衆便所	美川	棕野公衆便所	—	CB	1980	8.00	旧	土・洪	継続	維持(修繕)検討	356
88	その他	公衆便所	美川	美川東谷地区トイレ	—	W	2009	13.25	○	土	継続	維持(修繕)検討	356
89	その他	簡易郵便局	美川	美川小川簡易郵便局	○	RC	1998	21.98	○	土	継続	維持(修繕)	363
90	その他	倉庫	美川	門前倉庫(旧土井精螺工業美川工場)	—	LGS	1971	668.09	旧	土	継続	検討	368
91	その他	斎場	美川	美川斎場	—	S	1995	350.69	○	土	移転	廃止	374
92	その他	駐車場・駐輪場	美川	岩屋駐車場		SRC	1991	447.21	○	土	継続	検討	378
93	その他	駐車場・駐輪場	美川	根笠駅・観光自転車置場		S	1991	36.00	○	土	継続	維持(修繕)	378
94	その他	旧小中学校等	美川	旧河山小学校	—	RC	1987	2,179.17	○	土・洪	—	譲渡,協議,廃止,協議	383
95	その他	その他の施設	美川	旧河山郵便局	—	W	1953	171.26	旧	—	—	廃止,協議	390
96	遊休資産	遊休資産	美川	美川学校給食センター	—	RC	1978	101.70	旧	土・洪	—	廃止	396

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう

に地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。
「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
河山地区	美川コミュニティセンター	21	275世帯	401人
南桑地区	美川基幹集落センター	13	199世帯	314人
根笠地区	美川林業センター	4	30世帯	41人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、集会施設が 1. わかば台清流会館、2. 愛宕自治会館、3. 下河内集会所、4. 久保集会所、5. 高ヶ原多目的集会所、6. 高野自治会館、7. 市ヶ原自治会館、8. 小壁多目的集会所、9. 須多田自治会館、10. 竹ノ爪多目的集会所、11. 美川原集会所、12. 門前自治会館、13. 友廻多目的集会所、14. 美川コミュニティセンターの 14 施設、普通財産集会所が 66. 伊田川自治会館、67. 滝山自治会館、68. 東谷多目的集会所、69. 平石自治会館、70. 椋野自治会館、71. 遠掛自治会館、72. 夏宿多目的集会所、73. 見錆自治会館、74. 佐手自治会館、75. 舟津自治会館、76. 西谷自治会館、77. 川向自治会館、78. 渡里自治会館、79. 藤ヶ谷自治会館、80. 美川大野多目的集会所、81. 柳瀬自治会館、82. 立木多目的集会所の 17 施設、合わせて 31 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 39・40 ページと 336・337 ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. わかば台清流会館、2. 愛宕自治会館、4. 久保集会所、6. 高野自治会館 7. 市ヶ原自治会館、8. 小壁多目的集会所、9. 須多田自治会館、10. 竹ノ爪多目的集会所、11. 美川原集会所、

12. 門前自治会館、13. 友廻多目的集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、地域自治会等（指定管理者）への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

3. 下河内集会所

耐震基準を満たしているものの、利用者がいないため廃止する。

5. 高ヶ原多目的集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

14. 美川コミュニティセンター

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設として位置づけることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

66. 伊田川自治会館、67. 滝山自治会館、68. 東谷多目的集会所、69. 平石自治会館、70. 棕野自治会館、72. 夏宿多目的集会所、73. 見錆自治会館、74. 佐手自治会館、75. 舟津自治会館、76. 西谷自治会館、77. 川向自治会館、80. 美川大野多目的集会所、81. 柳瀬自治会館、82. 立木多目的集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

71. 遠掛自治会館

旧耐震基準の施設で、老朽化が進んでおり、利用者もいないため、廃止する。

78. 渡里自治会館

耐震基準を満たしており、地域に無償で貸付け、管理運営費を含めて地域が管理運営していることから、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。

地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止する。

79. 藤ヶ谷自治会館

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでおり、利用者もいないため、廃止する。

ウ アクションプログラム

14. 美川コミュニティセンター

河山地区の地域づくり拠点施設とします。美川支所との複合施設で、1978年に旧耐震基準で建設し、建築から45年経過し、2013年に耐震工事を含みリニューアル工事を行っています。地域自治組織の会議や生涯学習活動の発表会などに使用され、諸室の平均稼働率は8.9%で、年間約3,100人が利用しています。

地域づくり拠点施設として位置づけることから、保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い継続使用します。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした活動や管理運営手法について令和7年度までに検討します。

1. わかば台清流会館、2. 愛宕自治会館、4. 久保集会所、6. 高野自治会館 7. 市ヶ原自治会館、8. 小壁多目的集会所、9. 須多田自治会館、10. 竹ノ爪多目的集会所、11. 美川原集会所、12. 門前自治会館、13. 友廻多目的集会所

わかば台清流会館は、1993年に建設し、建築から30年経過しています。

愛宕自治会館と久保集会所、高野自治会館、市ヶ原自治会館、小壁多目的集会所、竹ノ爪多目的集会所は、1982年に建設し、建築から41年経過しています。

須多田自治会館は、1987年に建設し、建築から36年経過しています。

美川原集会所は、1984年に建設し、建築から39年経過しています。
 門前自治会館は、1985年に建設し、建築から38年経過しています。
 友廻多目的集会所は、1983年に建設し、建築から40年経過しています。
 各施設の利用状況は次のとおりです。

施設の名称	主な使用内容	諸室の 平均稼働率	年間 利用者数
1. わかば台清流会館	地域の会合、サロン活動など	2.6%	約300人
2. 愛宕自治会館	地域の祭りの準備など	0.6%	約60人
4. 久保集会所	地区の総会や秋祭りなど	0.2%	約30人
6. 高野自治会館	地区の総会や祭りなど	0.4%	約30人
7. 市ヶ原自治会館	地区の総会やサロン活動など	4.5%	約200人
8. 小壁多目的集会所	地区の集会など	0.4%	約30人
9. 須多田自治会館	地区の集会や祭りなど	3.2%	約30人
10. 竹ノ爪多目的集会所	地区の集会やサロン活動など	6.1%	約400人
11. 美川原集会所	地区の集会や祭りなど	1.6%	約200人
12. 門前自治会館	地区の集会やサロン活動など	6.0%	約300人
13. 友廻多目的集会所	地区の集会や行事など	1.1%	約100人

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、市が管理し、運営は自治会が行っていることから地域コミュニティの活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

3. 下河内集会所

1994年に新耐震基準で建設し、建築から29年経過しています。市が管理していますが、利用者がいないことから機能を廃止し、公的利用、地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却、民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用を検討します。

5. 高ヶ原多目的集会所

1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しています。地区の会合やサロン活動で使われ、諸室の平均稼働率は2.8%で、年間約200人が利用しています。市が管理し、運営は自治会が行っていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和7年度までに地元自治会と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

78. 渡里自治会館

1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過しています。地域に無償で貸し付け、一部の費用負担を含めて地域が管理運営していることから、地域コミュニティの活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

79. 藤ヶ谷自治会館

1988年に新耐震基準で建設し、建築から35年経過しています。地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理していますが、利用者がいないことから機能を廃止し、公的利用、地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却、民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用を検討します。

66. 伊田川自治会館、67. 滝山自治会館、68. 東谷多目的集会所、69. 平石自治会館、
 70. 椋野自治会館、71. 遠掛自治会館、72. 夏宿多目的集会所、73. 見鯖自治会館、
 74. 佐手自治会館、75. 舟津自治会館、76. 西谷自治会館、77. 川向自治会館、
 80. 美川大野多目的集会所、81. 柳瀬自治会館、82. 立木多目的集会所

伊田川自治会館と東谷多目的集会所、平石自治会館、遠掛自治会館、夏宿多目的集会所、見鑄自治会館、佐手自治会館、舟津自治会館、西谷自治会館、川向自治会館、美川大野多目的集会所、立木多目的集会所は、1981年に建設し、建築から42年経過しています。

滝山自治会館は、1980年に建設し、建築から43年経過しています。

棕野自治会館は、1977年に建設し、建築から46年経過しています。

柳瀬自治会館は、1979年に建設し、建築から44年経過しています。

いずれの施設も、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していますが、旧耐震基準で建設し、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和7年度までに地元自治会と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) その他市民文化系施設

その他市民文化系施設として、15. 美川基幹集落センターを設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

15. 美川基幹集落センター

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設として位置づけ、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

ウ アクシヨンプログラム

15. 美川基幹集落センター

南桑地区の地域づくり拠点施設とします。南桑出張所との複合施設で、1988年に新耐震基準で建設し、建築から35年経過しています。地元のサークル活動や各種会議などに使用され、諸室の稼働率は1.0%~6.7%で、年間約100人が利用しています。

地域づくり拠点施設として位置づけることから、保全計画に基づき計画的に改修し、長寿命化を図ります。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした活動や管理運営手法について令和7年度までに検討します。

(3) スポーツ施設

スポーツ施設として、16. 美川体育館、17. 美川グラウンド（便所等）、18. 美川コミュニティひろば（休憩所等）、19. 美川根笠運動広場（倉庫等）の4施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※1）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※1 多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(1)集会系施設、(2)その他市民文化系施設、(3)高齢者生きがい活動施設を参照）

施設名	方向性
美川コミュニティセンター	維持（改修）
美川基幹集落センター	維持（長寿）
美川南桑老人作業所	維持（修繕）
美川河山老人作業所	維持（修繕）

イ 個別施設計画での方向性

16. 美川体育館

耐震基準を満たしており、地域体育館として継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

17. 美川グラウンド（便所等）

附帯施設は、旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいるものの、グラウンドと一体的に管理する必要があることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

18. 美川コミュニティひろば（休憩所等）

施設（附帯施設を含む。）は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

19. 美川根笠運動広場（倉庫等）

附帯施設は、建設年不明の建物で、老朽化が進んでいるものの、広場と一体的に管理する必要があることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

16. 美川体育館

旧河山小学校の体育館を転用した施設で、1987年に新耐震基準で建設し、建築から36年経過しています。美川地域の地域体育館として継続利用することから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

17. 美川グラウンド（便所等）、18. 美川コミュニティひろば（休憩所等）、

19. 美川根笠運動広場（倉庫等）

グラウンド・広場は、市民の身近な運動施設として、基本的に継続します。附帯施設の美川グラウンドの便所等は、1980 年に旧耐震基準で、美川根笠運動広場の倉庫等は建築年が不明、美川コミュニティひろばの休憩所等は、2003 年に新耐震基準で建設しています。いずれも、グラウンド等の利用者の利便性と公衆衛生確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

(4) 観光施設

観光施設として、20. 美川地底ホールを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 110 ページを参照）

【機能】【建物】

岩国市の観光資源として重要な施設であり、計画的に改修を行い基本的に継続利用します。

【管理運営】

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、業務仕様書の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。その他の施設については、行政の役割を明確にした上で、管理運営の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

20. 美川地底ホール

耐震基準を満たしており、今後も継続利用が可能なものの、ホールとして機能していないことから、今後の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

20. 美川地底ホール

民間事業者が鉱山廃坑跡に整備した「美川ムーバレー」の開業に合わせ、旧坑道に設けた 190 人収容のホールで、1996 年に設置し、27 年経過しています。空調設備や音響設備の老朽化により平成 22 年度から機能を廃止し、現在は、「美川ムーバレー」の一部として使用されていることから、令和 7 年度までに施設の在り方について検討します。

(5) キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設

キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設として、21. 美川大水車関連施設、22. 美川農林漁業体験実習館「山ほたる」、の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 121 ページを参照）

【機能】

本市の豊かな自然環境を保全活用し、地域内外の交流と地域の活性化の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も含めた立地状況を視野に入れながら、キャンプ場等の配置の在り方について検討します。

【建物】

キャンプ場施設は、必要な修繕を行って維持し、キャンプ場等の配置の在り方を検討する中で、施設の改修等の在り方についても検討します。

指定管理者が創意工夫により安定した運営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡について協議します。

【管理運営等】

引き続き指定管理者制度により管理運営を行う施設については、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

21. 美川大水車関連施設

水車小屋については、耐震基準を満たしており、必要な修繕等を行い継続利用する。利用実態のない販売所等の建物については、利用実態を踏まえ、廃止を含めて在り方について検討する。

22. 美川農林漁業体験実習館「山ほたる」

耐震基準を満たしており、美川地域の観光振興に寄与していることから機能を継続するものの、周辺施設との複合化について検討する。検討結果を踏まえて、施設の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

21. 美川大水車関連施設

大水車は 1990 年に整備し、33 年経過しています。美川地域の観光拠点の一つとして、必要な改修等を行い継続します。

付属施設の水車小屋やトイレ、休憩所（旧そうめん流し施設）、販売所は、1990 年～1991 年に新耐震基準で建設し、建築から 33 年～32 年経過しています。

水車小屋やトイレ、休憩所は、観光者の利便性と公衆衛生確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。販売所は、現在未使用であり、今後の在り方を令和 7 年度までに検討します。

22. 美川農林漁業体験実習館「山ほたる」

美川ムーバレーの売店と事務所を備えた施設で、1996 年に新耐震基準で建設し、建築から 27 年経過しています。宿泊施設、入浴施設、レストランなどを備えており、指定管理者が飲食等の事業収入などにより運営していることから、令和 7 年度までに利用実態や経営状況を精査し、譲渡を含めて今後の在り方を検討・協議します。

(6) 研修センター

研修センターとして、24. 美川林業センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 131・132 ページを参照）

【機能】【建物】

農業技術の研修の場などの目的に沿って国庫補助金等を導入して建設したものの、利用実態は集会所と同様となっていることから、補助金等適正化法の関係を整理した上で、用途を変更し、なかでも「地域づくり拠点施設」となる施設については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

地域コミュニティの活動の場となっている施設で耐震基準を満たしている施設については、地域への譲渡について協議します。地域に譲受けの意向がない場合は、当分の間、現行どおりで継続使用するものの、改修が必要となった段階で廃止（除却）します。

旧耐震基準の施設については、廃止します。なお、施設の状態を十分説明した上で、地域から譲り受けの意向が示された場合は、譲渡します。

施設の譲渡に当たっての施設の改修に対する支援の仕組みを検討します。

イ 個別施設計画での方向性

24. 美川林業センター

利用実態を踏まえ、集会系施設への転用を含めて在り方について検討する。また、旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいることから、併設する根笠出張所とあわせて施設の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

24. 美川林業センター

根笠地区の地域づくり拠点施設とします。根笠出張所との複合施設で、1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しています。地域のイベントなどに使用され、諸室の稼働率は1.0%～1.5%で、年間約30人が利用しています。

地域づくり拠点施設として位置づけていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでおり、今後の在り方について令和7年度までに検討します。

(7) 共同販売所

共同販売所として、25. ウッドビレッジみかわを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は135ページを参照）

【機能】【建物】

岩国市の特産品等の販売などを通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

しかしながら、道の駅をはじめ、他の公共施設や民間施設を含めると市内には数多くの物販施設が設置されていることから、民間施設を優先に、公共での物販施設の配置や経営の在り方を含め、再編・再配置を検討します。

その上で、そのほとんどが既に開設から20年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの販売であり、また、事業者の生産活動・生業を通じて収益をあげている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での販売内容や経営状況を精査し、農林業振興のための施策の在り方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について協議します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

25. ウッドビレッジみかわ

木工製品の販売等を行い、市の林業振興を図っていることから、今後も継続する。

指定管理者が美川木工センターと連携し安定した経営を行っていることから、補助金等適正化法との関係を整理し、譲渡について施設の改修の在り方を含めて協議する。

ウ アクションプログラム

25. ウッドビレッジみかわ

1987年に新耐震基準で建設し、建築から36年経過しています。森林資源を活用した木工製品等の地域特産品を常設展示、販売していることから、令和7年度までに、補助金等適正化法との関係を整理した上で、現在の指定管理者への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含めて協議します。

(8) 農林水産系施設

農林水産系施設として、23. 美川東谷東屋と26. 美川東谷水車小屋の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は140ページを参照）

【機能】

岩国市の農畜産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設で行われていることが農畜産物等の加工等で、事業者の生産活動・生業を通じて収益を挙げている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を運営していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での取組内容や経営状況を精査し、農業振興のための支援施策の在り方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

また、旧耐震基準の施設については廃止を含めて今後の在り方を検討します。

なお、当初の設置目的と異なり、地域コミュニティの活動の場となっている施設については、地元自治会への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。譲受けの意向がない場合は、改修が生じた段階で廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

23. 美川東谷東屋

耐震基準を満たしており、地元団体の活動の場になっていることから、当面は必要な修繕等を行い継続利用する。改修が必要となった段階で廃止について協議する。

26. 美川東谷水車小屋

地域のイベント等により活性化に寄与していることから、機能を継続する。

建物は、必要な修繕を行い当面の間、機能を維持するものの、利用実態を踏まえ、今後の在り方を検討する。

ウ アクションプログラム

23. 美川東谷東屋

2010年に新耐震基準で建設し、建築から13年経過しています。美川東谷水車に隣接し、イベント等で使用されていることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

26. 美川東谷水車小屋

自然のエネルギーを活用してそばの加工処理を行う施設で、2009年に新耐震基準で建設し、建築から14年経過しています。そばの収穫期に限り使用していることから必要な修繕を行い継続使用します。

(9) 加工場

加工場として、27. 美川小径木加工場、28. 美川味噌加工場、29. 美川木工センターの3施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は145ページを参照）

【機能】

岩国市の農産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与するとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設内で行われていることが農産物等の加工・販売等であり、地域団体が一定の収入を得て主体的に運営していくことが可能なことから、耐震基準を満たしている施設については、取組内容や経営状況を精査した上で、譲渡について施設改修の在り方を含めて協議します。

譲渡に当たっては、農業振興のための支援施策の在り方について別途検討します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

耐震基準を満たしていない施設については、原則廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

27. 美川小径木加工場

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいる。現在は使用していないことから、廃止（除却）する。

28. 美川味噌加工場

現在地元団体が食品の加工製造で使用していますが、老朽化が進み、安全性が危惧されることから、他の施設への機能の移転を検討する。建物は、現在の使用団体と廃止について協議する。

29. 美川木工センター

木材を加工し、木製家具と木工製品の製造及び特産品の開発を行い、ウッドビレッジみかわと連携して地域の活性化に寄与していることから機能は継続する。

建物は、耐震基準を満たしており、当分の間使用可能なことから、譲渡について施設改修の在り方を含めて協議する。なお、地元譲受けの意向がない場合は、廃止する。

ウ アクションプログラム

27. 美川小径木加工場

1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進んでおり、未使用となっていることから令和6年度までに廃止し、除却時期を調整します。

28. 美川味噌加工場

1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。老朽化が進んでいることから、令和7年度までに今後の施設の在り方について検討・協議します。

29. 美川木工センター

木材を加工し、木製家具と木工製品の製造及び特産品を開発し、ウッドビレッジみかわに製品を提供するための施設で、1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。ウッドビレッジみかわと連携した運営を行っており、地元団体への無償譲渡について令和7年度までに施設改修の在り方等を含めて協議します。

(10) 小学校 (11) 中学校

小学校として30. 美川小学校、中学校として31. 美川中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165・177ページを参照）

【機能】

義務教育である小中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

休校中の学校施設については、一定の時期を捉えて廃校の手続きを行い、普通財産に転用した上で、サウンディング型市場調査の手法等も取り入れて民間活力を活用した利活用や売却について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

30. 美川小学校、31. 美川中学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、適正規模適正配置についての取組みを「推進する学校」としての位置づけを踏まえ、統廃合について検討・協議を行う。

ウ アクションプログラム

30. 美川小学校、31. 美川中学校

美川小学校の校舎は、1981年に新耐震基準で建設し、建築から42年経過して、老朽化が進んでいます。体育館は、美川中学校との共用で、1979年に旧耐震基準で建設し、2008年に耐震改修工事を行い、耐震基準は満たしていますが、建築から44年経過し、老朽化が進んでいます。令和4年度から休校しており、校舎は3室（全体で17室）を一時的に図書館建て替えに伴う資料の保管場所として使用しているほか、体育館は地域のスポーツ団体が週2～3回、ランチルームは週1回地域行事に使用されています。

美川中学校の校舎は1978年に旧耐震基準で建設し、建設から45年経過し、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっています。平成29年度から休校しており、現在、校舎は未使用です（全体15室）。

令和7年度までに、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却、民間活用のサウンディング型市場調査等を実施し、有効活用を検討します。

(12) 保健センター

保健センターとして、32. 岩国市美川保健センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は187ページを参照）

【総論】

広範な岩国市において、健康増進の拠点となる保健センター機能は、旧自治体単位で必要なものの、これまで保健センターで実施してきた健康診査や予防接種等は、地域の医療機関や他の公共施設で実施するなど、事業手法の変更も可能なことから、保健センターの機能や配置の在り方、保健師等の業務の在り方について抜本的に見直し、2か所の拠点保健センター（岩国市保健センター、岩国市美川保健センター）を中心に機能の再編を行います。

その上で、健康診査や相談等の事業展開について、地域の既存施設等を活用し、保健師等を必要に応じて配置・派遣する方法（アウトリーチ法）を含め、事業の実施方法について検討します。

【建物】

施設については、老朽化の状況や利用実態を踏まえ、機能の統合を図りながら、拠点化施設については計画的な改修を行い継続使用する一方、その他の施設については、複合化・多機能化を進め、有効活用を図ります。

【管理運営等】

管理運営については、当面は直営を維持しますが、複合化・多目的化に合わせて、管理運営方法や開館日・開館時間の見直しに取り組みます。

イ 個別施設計画での方向性

32. 岩国市美川保健センター

岩国市美川歯科診療所を併設している。耐震基準を満たしており、玖北地域の拠点保健センターとしていることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

32. 岩国市美川保健センター

岩国市美川歯科診療所との複合施設で、1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年経過しています。施設は、栄養指導実習室、機能回復訓練室、相談室などで構成されており、健診等で使用しており、諸室の稼働率は0.2%～5.2%となっています。

玖北地域の拠点保健センターとして現行のとおり継続使用することから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。なお、令和7年度までに施設の利用実態を精査し、有効活用について検討します。

(13) 高齢者生きがい活動施設

高齢者生きがい活動施設として、33. 美川南桑老人作業所、34. 美川河山老人作業所の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は199ページを参照）

【機能】【施設】

高齢者の生きがい活動等に使用されている施設については基本的に継続します。ただし、利用実態が地域の集会所としても活用されるなど地域に密着している施設については、耐震基準を満たし、当分の間、使用が可能なことから、地元への譲渡について協議します。

地元へ譲受けの意向がない場合は、必要な修繕を行い継続使用し、改修が必要となった段階で廃止について協議します。

施設の譲渡に当たっての施設の改修に対する支援の仕組みを検討します。

イ 個別施設計画での方向性

33. 美川南桑老人作業所、34. 美川河山老人作業所

高齢者の技術を活用して門松、しめ縄づくりなどの地域行事・催しにも活用されていることから、必要な修繕等を行い継続利用し、改修が必要になった段階で廃止について協議する。

ウ アクションプログラム

33. 美川南桑老人作業所、34. 美川河山老人作業所

美川南桑老人作業所は美川小学校教職員住宅との複合施設で1991年に、美川河山老人作業所は1998年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ32年、25年経過しています。高齢者の生きがい活動等に使用されていることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(14) 高齢者保健福祉施設

高齢者保健福祉施設として、35. 美川生活支援ハウスひまわりを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は202・203ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

国からの通知に基づき中山間地域に居住する高齢等の不安を解消するために居住機能等を提供する生活支援ハウスについては、引き続き地方自治体の役割とされていることから機能は継続し、利用者の決定や費用負担は市が行い、施設の設置・管理運営については民間事業者でも可能なことから、施設の譲渡を含め、管理運営の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

35. 美川生活支援ハウスひまわり

中山間地域に住まう高齢者の生活の場として必要なことから機能は継続する。

建物はいずれも耐震基準を満たしている。

国の通知に基づき、入所者の決定と費用負担を含む運営は行政の役割になっているものの、施設の設置と管理運営（業務委託）については、民間事業者でも可能なことから、厚生省通知との関係性を整理した上で、施設の改修等の在り方を含め譲渡について協議する。

ウ アクションプログラム

35. 美川生活支援ハウスひまわり

2004年に新耐震基準で建設し、建築から19年経過しています。高齢者の居住の不安を解消する生活支援ハウスは、中山間地域では必要なことから、今後も継続しますが、市と民間事業者の役割を明確にした上で、現在の指定管理者への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修の在り方等を含め協議します。

(15) 保育園

保育園として、36. みかわ保育園を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は213ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあり、待機児童が無いものの、共働き世帯の増加や、令和元年10月からの保育料の無償化に伴い、潜在的な保育需要が見込まれることから、引き続き、保育所の機能は継続します。

ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が顕著になっている施設、耐震基準を満たしていない施設もあることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

36. みかわ保育園

平成31年度から休園しており、機能は廃止する。建物は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、施設を廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

36. みかわ保育園

1979年に旧耐震基準で建設し、建築から44年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいます。平成31年度から休園し未使用となっていることから、令和6年度までに廃止し、除却時期について協議します。

(16) 放課後児童教室

放課後児童教室として、37. 美川放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童 1 人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

37. 美川放課後児童教室

学校の教室を使用して開設していることから、学校の改修等に合わせて長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

37. 美川放課後児童教室

美川小学校内に開室していましたが、美川小学校の令和 4 年度からの休校に伴い機能は休止しています。学校施設の検討結果に基づき対応します。

(17) 診療所

診療所として、38. 美川歯科診療所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 237 ページを参照）

【機能】【建物】

地域住民の健康保持に必要な医療体制を堅持するため、今後も継続するものの、利用実態を精査し、利用者がほとんど見込まれない診療所については、代替機能の確保を含め今後の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

38. 美川歯科診療所

美川保健センターとの複合施設で、耐震基準を満たしている。地域医療を確保するため、当面、必要な修繕を行い継続使用するものの、利用実態を精査し、今後の在り方についても検討する。

ウ アクションプログラム

38. 美川歯科診療所

美川保健センターとの複合施設で、1991 年に新耐震基準で建設し、建築から 32 年経過しています。地域医療を確保する観点から、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

(18) 総合支所等

総合支所等として、39. 美川支所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 245 ページを参照）

【機能】

地域の行政サービスを提供し、住民の利便性の確保と、サービス向上の観点から、また、地域防災の中核機能を担う観点から、さらには、地域協働活動の支援の場としての役割を担っていることから今後も機能を継続します。

【建物】

老朽化が顕著な由宇総合支所庁舎と美和総合支所庁舎については、他の施設との複合化を含め適切な規模での建て替えについて検討します。他の施設については耐震基準を満たし、建設後 45 年未満であることから計画的な改修を行い長寿命化を図ります。

【管理運営】

総合支所等における行政事務執行機能については、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討結果に基づき、総合支所等の窓口業務の在り方について検討します。

また、施設や設備の維持管理・保守点検業務などの包括的民間委託の活用を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

39. 美川支所

耐震基準を満たしており、継続使用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

39. 美川支所

美川コミュニティセンターとの複合施設で、1978年に旧耐震基準で建設し、建築から45年経過しています。2013年に耐震工事を含みリニューアル工事を行っています。地域の行政サービスの拠点として、また、地域防災の中核機能を担うこと、併設する美川コミュニティセンターを地域づくり拠点施設としても位置づけていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、支所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

(19) 出張所等

出張所等として、40. 根笠出張所、41. 南桑出張所の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は251ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、施設全体の機能の見直しを図ります。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

40. 根笠出張所

旧耐震基準の建物で老朽化が進んでいることから、出張所の機能を含め施設の在り方について検討する。

41. 南桑出張所

美川基幹集落センターとの併設で、耐震基準を満たしている。地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

40. 根笠出張所、41. 南桑出張所

根笠出張所は、美川林業センターとの複合施設で、1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しています。併設する美川林業センターを地域づくり拠点施設に位置づけていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、地域づくり拠点施設を含め今後の在り方を検討します。

南桑出張所は、美川基幹集落センターとの複合施設で、1988 年に新耐震基準で建設し、建築から 35 年経過し、老朽化が進んでいます。施設は、併設する美川基幹集落センターに合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(20) 消防団車庫等

消防団車庫等として、42. わかば台消防器庫、43. 伊田川消防器庫、44. 夏宿消防器庫、45. 高ヶ原消防器庫、46. 舟津消防器庫、47. 滝山消防器庫、48. 竹ノ爪消防器庫、49. 門前消防器庫、50. 立木消防器庫、51. 山ノ内消防器庫・消防道、52. 下柏川消防器庫、53. 河山河内神社地下車庫の 12 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

42. わかば台消防器庫、43. 伊田川消防器庫、44. 夏宿消防器庫、45. 高ヶ原消防器庫、46. 舟津消防器庫、47. 滝山消防器庫、48. 竹ノ爪消防器庫、49. 門前消防器庫、50. 立木消防器庫、51. 山ノ内消防器庫・消防道、52. 下柏川消防器庫、53. 河山河内神社地下車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

42. わかば台消防器庫、43. 伊田川消防器庫、44. 夏宿消防器庫、45. 高ヶ原消防器庫、46. 舟津消防器庫、47. 滝山消防器庫、48. 竹ノ爪消防器庫、49. 門前消防器庫、50. 立木消防器庫、51. 山ノ内消防器庫・消防道、52. 下柏川消防器庫、53. 河山河内神社地下車庫

夏宿消防器庫と河山河内神社地下車庫は、旧耐震基準で、それ以外は新耐震基準で建設し、建築から 21 年～47 年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和 8 年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(21) 防災行政無線関係施設

防災行政無線関係施設として、54. 美川防災行政無線屋ヶ山中継所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 264 ページを参照）

【機能】【建物】

防災行政無線関係施設については、管内防災関係機関、応急対策実施機関等との情報連絡等を行う施設として、今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

54. 美川防災行政無線屋ヶ山中継所

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

54. 美川防災行政無線屋ヶ山中継所

1988年に新耐震基準で建設し、建築から35年経過しています。施設設備については、旧式となっており、現在は別の場所に中継所を建設したことから令和6年度までに廃止し、除却時期を調整します。

(22) その他行政系施設

その他行政系施設として、55. ヒバリ住宅書庫、56. 宮ノ串公用車車庫、57. 平石公用車車庫、58. わかば台団地排水処理施設の4施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は276・277ページを参照）

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

55. ヒバリ住宅書庫

当面継続するものの、老朽化が進んでいることから、書類等の整理を早急に行い、廃止（除却）について検討する。

56. 宮ノ串公用車車庫

車庫として使用されていないことから、機能を倉庫に転用する。書庫として施設の在り方について検討する。

57. 平石公用車車庫

新耐震基準の施設であり、老朽化が進んでいるものの、公用車の維持に必要であるため、施設の必要な修繕等を行い当面の間機能を維持する。車庫全体の在り方について検討する。

58. わかば台団地排水処理施設

耐震基準を満たしており、住宅団地の排水処理施設として今後も必要な施設であることから、必要な改修等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

55. ヒバリ住宅書庫

民間から1982年に取得し、施設の建築年は不明ですが、旧耐震基準の建物であり、実態調査の結果、老朽化が進んでいることを確認しています。書庫・倉庫として使用していることから、令和6年度までに書庫等の整理を行い廃止し、除却時期を調整します。

56. 宮ノ串公用車車庫

車庫・倉庫併用の施設で、1980年に旧耐震基準で建設し、建築から43年経過しています。庁用車・物品の倉庫として使用していることから、当面、必要な修繕を行い継続使用します。令和7年度までに車庫全体の在り方について検討します。

57. 平石公用車庫

1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。バスの車庫及び災害時に使用する用具置場として使用していることから、当面、必要な修繕を行い継続使用します。令和7年度までに車庫全体の在り方について検討します。

58. わかば台団地排水処理施設

1985年に新耐震基準で建設し、建築から38年経過しています。わかば台団地の住居、わかば台清流会館、ウッドビレッジみかわ、わかば台公衆便所の排水処理施設であり、必要な修繕等を行い継続使用します。

(23) 公営住宅

公営住宅として、59. 美川ひかり住宅、60. 美川わかば台住宅、61. 美川門前住宅の3施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は295・296ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

59. 美川ひかり住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

60. 美川わかば台住宅、61. 美川門前住宅

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進み、入居者が管理戸数を下回っている。当面は、必要な修繕等を行い、機能を維持するが、住生活基本計画及び次期長寿命化計画改定の中で、将来的に他の用途への転用や廃止を含めて今後の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による美川地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は20戸で、将来（令和32年）の必要戸数を2戸としています。必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

61. 美川門前住宅

1987年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から36年経過の施設で、管理戸数5戸のうち3戸に入居しています。

必要な管理戸数を確保するため、必要な修繕を行い継続使用し、入居希望者が管理戸数を下回る場合は、用途を廃止した上で、他の用途での活用を検討します。

59. 美川ひかり住宅、60. 美川わかば台住宅、

美川ひかり住宅は、1992年の建設で、建築から31年経過し、管理戸数6戸のうち4戸に入居しています。

美川わかば台住宅は、1986年の建設で、建築から37年経過し、管理戸数9戸のうち4戸に入居しています。

いずれも新耐震基準で建設しており、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、災害リスクの高い地域にあることなどから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(24) 若者定住住宅

若者定住住宅として、62. 美川門前あおば住宅、63. 美川門前さくら住宅の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は311ページを参照）

【機能】

移住・定住等を促進するための「若者定住対策住宅」については基本的に機能を継続します。

【建物】

耐震基準を満たし、建築から30年未満の建物については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。なお、戸建て住宅で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議します。

旧耐震基準で耐震基準を満たしておらず、建築から45年を超えて老朽化が顕著な建物については、現在の入居者に配慮しつつ廃止について協議します。戸建て住宅で、建物の状況を十分説明し、理解した上で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議します。

今後の定住住宅の在り方については、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として政策的に必要な定住住宅の在り方について検討します。なお、令和4年度に策定した「岩国市住生活基本計画」に基づき改定する次期「岩国市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

62. 美川門前あおば住宅、63. 美川門前さくら住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。戸建て住宅で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議する。

ウ アクションプログラム

長寿命化計画による美川地域の令和4年現在の若者定住住宅の管理戸数は15戸で、将来（令和32年）の必要戸数を5戸としています。必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

62. 美川門前あおば住宅

1999年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から24年経過し、管理戸数11戸のうち6戸に入居しています。

必要な管理戸数を確保した上で、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。

63. 美川門前さくら住宅

1994 年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から 29 年経過し、管理戸数 4 戸のうち 2 戸に入居しています。

必要な管理戸数を確保するため、必要な修繕を行い継続使用し、入居希望者が管理戸数を下回る場合は、用途を廃止した上で、他の用途での活用を検討します。

(25) 教職員住宅

教職員住宅として、64. 美川中学校教職員住宅、65. 美川小学校教職員住宅の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 317 ページを参照）

【機能】【建物】

離島や中山間地域を抱える本市の特性から、市立小中学校に勤務する教職員とその家族に住居を提供する機能は今後も必要なものの、道路・交通事情の改善、民間賃貸住宅の整備水準の向上などから教職員住宅に対するニーズが減少し、入居していない施設もあることや市内に民間の賃貸住宅の空き家が多数あることから、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んで使用が困難な施設については、現在の入居者に配慮した上で廃止します。

なお、今後、新たに教職員住宅が必要となった場合の対策について、民間ストックの活用を含め別途検討します。

【管理運営】

建設年次の新しい施設で小規模な修繕によって使用可能な住宅については、子育て世代向けの住宅や定住対策向けの住宅などの使用を検討するほか、民間への売却を含め、活用について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

64. 美川中学校教職員住宅

旧耐震基準で建設し老朽化が進んでいる。現在入居者が居ることから機能は継続するものの、学校が休校中であることから、入居者が退去した時点で廃止（除却）を検討する。

65. 美川小学校教職員住宅

耐震基準を満たしており、一部老朽化が進んでいるものの、一定のニーズが見込めることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

64. 美川中学校教職員住宅

1979 年に旧耐震基準で建設し、建築から 44 年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいること、入居者がいないことから、令和 7 年度までに廃止し、除却時期を調整します。

65. 美川小学校教職員住宅

美川南桑老人作業所との複合施設で、1982 年と 1991 年に新耐震基準で建設し、建築から 41 年、32 年経過しています。現在入居者は 1 戸（管理戸数 4 戸）となっており、当面、必要な修繕を行い継続使用します。

(26) 公衆便所

公衆便所として、83. わかば台公衆便所、84. 宮ノ串公衆便所、85. 渡里公衆便所、86. 南桑公衆便所、87. 椋野公衆便所、88. 美川東谷地区トイレの 6 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 356 ページを参照）

【機能】

駅利用者や公園利用者、観光者等への利便性の向上、公衆衛生の確保の観点から基本的に継続します。

【建物】

今後も継続する施設については、必要な修繕を行って、機能を維持し、改修が必要となった段階で、利用状況を精査し、今後の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性**83. わかば台公衆便所、84. 宮ノ串公衆便所、85. 渡里公衆便所、86. 南桑公衆便所**

耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

87. 棕野公衆便所

旧耐震基準の施設であるものの、棕野駅利用者の利便性確保のため、必要な修繕等を行い継続利用し、改修が必要となった段階で、利用状況を精査し、改修・建て替えを含め施設の在り方を検討する。

88. 美川東谷地区トイレ

耐震基準を満たしていることから、当面継続するものの、利用状況を踏まえ、修繕が生じた段階で、廃止（除却）も含め施設の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム**83. わかば台公衆便所、84. 宮ノ串公衆便所、85. 渡里公衆便所、86. 南桑公衆便所、87. 棕野公衆便所****88. 美川東谷地区トイレ**

施設名	建築年・経過年数	備考
わかば台公衆便所	1992 年・31 年経過	ウッドビレッジみかわに隣接
宮ノ串公衆便所	1992 年・31 年経過	国道 187 号と県道徳山線の三叉路に設置
渡里公衆便所	1993 年・30 年経過	錦川鉄道根笠駅舎に隣接
南桑公衆便所	1988 年・35 年経過	国道 187 号の南桑中心部に設置
棕野公衆便所	1980 年・43 年経過	錦川鉄道棕野駅舎に隣接
美川東谷地区トイレ	2009 年・15 年経過	東谷多目的集会所に隣接

いずれも、施設利用者や鉄道利用者などの利便性と公衆衛生確保の観点から必要な修繕を行い継続使用します。

(27) 簡易郵便局

簡易郵便局として、89. 美川小川簡易郵便局を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 363 ページを参照）**【機能】【建物】**

地域住民の郵便利用の利便性の確保の観点から継続するものの、受託事業者がいなくなった時点で廃止について検討します。

イ 個別施設計画での方向性**89. 美川小川簡易郵便局**

事業者への貸与を継続する。施設の機能を維持し、修繕等が必要になった場合は、費用負担を含め別途協議する。

ウ アクションプログラム**89. 美川小川簡易郵便局**

民間介護施設の建物に併設しており、1998 年に新耐震基準で建設し、建築から 26 年経過しています。地域住民の郵便利用の利便性の確保をする観点から、現在の使用者が業務を継続する間は、有償で貸与します。受託事業者が業務を終了した段階で機能を廃止し、施設は、施設の所有者と譲渡について協議します。

(28) 倉庫

倉庫として、90. 門前倉庫（旧土井精螺工業美川工場）を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 368 ページを参照）

【機能】【建物】

倉庫全体の設置状況及び利用状況を精査し、格納している物品の必要性の検証や整理整頓を行い、存廃を含めて今後の在り方を検討します。

「廃止」とする施設であっても、施設の状況を十分説明し理解を得た上で、地域が譲受けの意向がある場合は、無償譲渡します。地域に譲受けの意向がない施設については廃止します。

また、既に地元自治会が使用している施設については、譲渡について協議します。

イ 個別施設計画での方向性

90. 門前倉庫（旧土井精螺工業美川工場）

倉庫全体の設置状況等を精査し、廃止を含めて検討する。

ウ アクションプログラム

90. 門前倉庫（旧土井精螺工業美川工場）

1999 年に民間企業から取得した施設で、1971 年に旧耐震基準で建設され、建築から 52 年経過しています。屋外イベントの備品の保管場所として使用しており、当面継続使用します。

(29) 斎場

斎場として、91. 美川斎場を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 374 ページを参照）

【機能】【建物】

火葬業務については、原則地方自治体の業務となっていることから、火葬場の機能は継続するものの、人口動向を踏まえ、岩国市斎場整備基本計画に基づき、岩国斎場、ゆうらく苑、玖珂斎場、錦斎場への集約化を進めます。

斎場（葬儀場）については、民間の葬儀場が参入していること、家族葬など多様な葬儀形態の状況を含め、配置の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

91. 美川斎場

火葬業務については、原則地方自治体が実施することになっていることから、火葬場の機能は他の施設に移転し、建物は、岩国市斎場整備基本計画により、廃止する。

ウ アクションプログラム

91. 美川斎場

1995 年に新耐震基準で建設し、建築から 28 年経過しています。岩国市斎場整備基本計画に基づき、令和 13 年度まで必要な修繕を行い使用し、令和 14 年度に廃止します。

(30) 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場として、92. 岩屋駐車場、93. 根笠駅・観光自転車置場の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 378 ページを参照）

【機能】【建物】

駅利用者や買物等での利用者の利便性を確保するとともに、交通安全を推進する観点から当面、継続するものの、駐車実態や民間駐車場の設置状況（付置義務台数を含む）を踏まえ、公共駐車場・駐輪場の今後の整備の在り方について、必要性を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

92. 岩屋駐車場

立体駐車場部分、公衆便所部分については、ともに耐震基準を満たしている。

立体駐車場については、当面継続するものの、美川大水車に隣接する販売施設の在り方の検討に合わせ、検討する。公衆便所については、当面継続するものの、修繕が生じた段階で近隣施設の状況を踏まえ、在り方について検討する。

93. 根笠駅・観光自転車置場

耐震基準を満たしており、駅利用者の利便性を確保するため、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクシオンプログラム

92. 岩屋駐車場

駐車場と公衆便所で構成し、いずれも 1991 年に新耐震基準で建設し、建築から 32 年経過しています。駐車場については、美川大水車への観光者の利便性を確保するため、当面、必要な修繕を行い継続使用します。トイレは、駐車場利用者の利便性と公衆衛生確保の観点から当面必要な修繕を行い継続使用します。

93. 根笠駅・観光自転車置場

1991 年に新耐震基準で建設し、建築から 32 年経過しています。駅利用者の利便性を確保するため、必要な修繕等を行い継続使用します。

(31) 旧小・中学校等

旧小・中学校等として、94. 旧河山小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 384 ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

廃校となった学校施設等は、耐震基準を満たしている施設については、地域住民の自主的な活動の場や民間事業者の事業活動の場として有効利用されていることから、基本的に継続します。なお、民間事業者が使用している施設については、譲渡について協議します。

その上で、更なる有効活用を図るため、地域団体や民間事業者を対象に、売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

旧耐震基準で、かつ、老朽化が顕著な施設については、安全性の確保の観点から、廃止（除却）の方向で協議します。

イ 個別施設計画での方向性

94. 旧河山小学校

耐震基準を満たしており、民間事業者に貸付していることから、譲渡について協議する。

譲受けの意向がない場合、貸付を継続するものの、修繕が必要となった段階で廃止の方向で調整する。

ウ アクシオンプログラム

94. 旧河山小学校

平成 16 年に廃校となっています。校舎は、1987 年に新耐震基準で建設し、建築から 36 年経過しています。体育館は、美川体育館として使用しています。校舎（全体で 15 室）は、2 室を民間事業者の有償で貸与し、5 室を行政の書庫、文化財の保管場所として使用し、残りは未使用となっています。

令和 7 年度までに現在の使用者の継続使用を含め、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用を検討します。

(32) その他の施設

その他の施設として、95. 旧河山郵便局を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

95. 旧河山郵便局

旧耐震基準の建物で、現在は、地元自治会連合会が自主避難所として使用している。老朽化が顕著なことから代替案を含めて廃止について協議する。施設の状況を十分説明し、理解を得た上で譲り受けの意向がある場合には譲渡する。

ウ アクシオンプログラム

95. 旧河山郵便局

1999 年に取得した施設で、1953 年に旧耐震基準で建設され、建築から 70 年経過しています。地元自治会の自主避難所として位置づけられていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、地元自治会と令和 7 年度までに廃止について協議します。

(33) 遊休資産

遊休資産として、96. 美川学校給食センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 397 ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

有効活用を図るため、公的利用を調査した上で、その予定が無い施設について、地域団体や民間事業者を対象に、地域利用や売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

96. 美川学校給食センター

旧耐震基準の建物であることから、廃止（除却）する。

ウ アクシオンプログラム

96. 美川学校給食センター

1978 年に旧耐震基準で建設し、建築から 45 年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっており、現在未使用となっていることから、除却時期を調整します。

4. 美川地域における今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設(15 施設)

ア 集会系施設（12 施設）

1. わかば台清流会館、2. 愛宕自治会館、4. 久保集会所、6. 高野自治会館、
7. 市ヶ原自治会館、8. 小壁多目的集会所、9. 須多田自治会館、10. 竹ノ爪多目的集会所、
11. 美川原集会所、12. 門前自治会館、13. 友廻多目的集会所、78. 渡里自治会館

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1 ～78	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	1. わかば台自治会、2. 愛宕自治会、4. 久保自治会、6. 高野自治会、7. 市ヶ原自治会、8. 小壁自治会、9. 須多田自治会、10. 竹ノ爪自治会、11. 原自治会、12. 門前自治会、13. 友廻自治会、78. 渡里自治会									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・美川支所 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

イ 福祉系施設（1 施設）

35. 美川生活支援ハウスひまわり

【対応方針】

「福祉施設等の民間譲渡に関する方針」に基づき、補助金等適正化法との関係を整理した上で、令和7年度までに関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
35	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	美川福祉会									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・錦総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・高齢者支援課									

ウ 産業系施設（2 施設）

25. ウッドビレッジみかわ、29. 美川木工センター

【対応方針】

「産業系施設の民間譲渡に関する方針」に基づき、補助金等適正化法との関係を整理した上で、令和7年度までに関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
25. 29	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	25. 指定管理者、29. 利用団体									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・錦総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・農林振興課									

(2) 廃止について協議する施設(26 施設)

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設 (7 施設)

27. 美川小径木加工場、36. みかわ保育園、54. 美川防災行政無線屋ケ山中継所、
55. ヒバリ住宅書庫、64. 美川中学校教職員住宅、96. 美川学校給食センター

【対応方針】

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和 7 年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
27～96										
担当部署	除却の調整、施設維持管理・・・27. 錦総合支所農林建設課、36. 保育幼稚園課、54. 危機管理課、 55. 美川支所、64. 96. 教育委員会錦支所 本庁所管部署・・・27. 農林振興課、36. 保育幼稚園課、54. 危機管理課、55. 総務課、 64. 96. 教育政策課									

91. 美川斎場

【対応方針】

岩国市斎場整備基本計画に基づき、令和 13 年度まで必要な修繕を行い使用し、令和 14 年度に廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
91	必要な修繕を行い継続使用									用途廃止 除却時期の調整
担当部署	除却の調整、施設維持管理・・・錦総合支所市民福祉課、美川支所 本庁所管部署・・・環境政策課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設 (17 施設)

5. 高ヶ原多目的集会所、66. 伊田川自治会館、67. 滝山自治会館、68. 東谷多目的集会所、
69. 平石自治会館、70. 椋野自治会館、71. 遠掛自治会館、72. 夏宿多目的集会所、
73. 見錆自治会館、74. 佐手自治会館、75. 舟津自治会館、76. 西谷自治会館、77. 川向自治会館、
80. 美川大野多目的集会所、81. 柳瀬自治会館、82. 立木多目的集会所、95. 旧河山郵便局

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和 7 年度までに協議を行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
5～95										
	利用実態の精査、廃止に向けた協議			協議結果に基づく対応						
協議先	5. 高ヶ原自治会、66. 伊田川自治会、67. 滝山自治会、68. 東谷自治会、69. 平石自治会、70. 椋野自治会、71. 遠掛自治会、72. 夏宿自治会、73. 見錆自治会、74. 佐手自治会、75. 舟津自治会、76. 西谷自治会、77. 川向自治会、80. 大野自治会、81. 柳瀬自治会、82. 立木自治会、95. 小川地区自治会連合会									
担当部署	廃止の協議・施設維持管理・・・5～95. 美川支所 本庁所管部署・・・5～82. 地域づくり推進課、95. 施設経営課									

ウ 市営住宅（2施設）

59. 美川ひかり住宅、60. 美川わかば台住宅

【対応方針】

災害リスクの高い地域にあることなどから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 59. 60	新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに現在の入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課、錦総合支所農林建設課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（32施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命を図る施設（5施設）

15. 美川基幹集落センター、41. 南桑出張所、16. 美川体育館、 32. 岩国市美川保健センター、38. 美川歯科診療所

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

地域づくり拠点施設（複合施設を含む。）については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
15～41	保全計画策定			計画に基づく対応						
15. 41.	管理運営手法・体制の検討			検討結果に基づく対応						
協議先	15. 南桑地区の自治会									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・15. 41. 美川支所、16. 文化スポーツ課錦分室、32. 健康推進課、 38. 地域医療課 本庁所管部署・・・15. 41. 地域づくり推進課、16. 文化スポーツ課、32. 健康推進課、 38. 地域医療課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（3施設）

14. 美川コミュニティセンター、39. 美川支所

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。

地域づくり拠点施設（複合施設を含む。）については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
14. 39.	保全計画策定			計画に基づく対応						
	管理運営手法・体制の検討			検討結果に基づく対応						
協議先	河山地区の自治会									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・美川支所 本庁所管部署・・・14. 地域づくり推進課、39. 総務課									

（若者定住）62. 美川門前あおば住宅

【対応方針】

必要な管理戸数を確保した上で、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
62	 保全計画策定			 計画に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・建築住宅課、錦総合支所農林建設課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（24施設）

17. 美川グラウンド（便所等）、18. 美川コミュニティひろば（休憩所等）、
19. 美川根笠運動広場（倉庫等）、21. 美川大水車関連施設（水車小屋等）、23. 美川東谷東屋、
26. 美川東谷水車小屋、33. 美川南桑老人作業所、34. 美川河山老人作業所、56. 宮ノ串公用車車庫、
57. 平石公用車車庫、58. わかば台団地排水処理施設、65. 美川小学校教職員住宅、
83. わかば台公衆便所、84. 宮ノ串公衆便所、85. 渡里公衆便所、86. 南桑公衆便所、
87. 棕野公衆便所、88. 美川東谷地区トイレ、89. 美川小川簡易郵便局、
90. 門前倉庫（旧土井精螺工業美川工場）、92. 岩屋駐車場、93. 根笠駅・観光自転車置場

【対応方針】

今後も行政重要に應えるため必要な修繕を行い継続使用します。利用実態のないトイレは、廃止について検討します。車庫・倉庫・書庫は、令和7年度までに在り方を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
17～93										
56. 57.	必要な修繕等を行い継続使用  									
担当部署	施設維持管理・・・21. 33～58. 83～87. 89～93. 美川支所、17～19. 文化スポーツ課錦分室、 65. 教育委員会錦支所、23. 26. 88. 錦総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・56. 57. 89. 総務課、17～19. 文化スポーツ課、 21. 58. 83～87. 92. 93. 観光振興課、23. 農林整備課、26. 88. 農林振興課、 33. 34. 高齢者支援課、65. 教育政策課、90. 施設経営課									

(公営住宅) 61. 美川門前住宅

(若者定住) 63. 美川門前さくら住宅

【対応方針】

いずれも、必要な修繕を行い継続使用しますが、入居希望者が管理戸数を下回る場合は、用途を廃止した上で、他の用途に転用し、有効活用を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
61. 63.	必要な修繕を行い、継続使用 									
担当部署	建築住宅課、錦総合支所農林建設課									

(4) 建て替え等を進める（検討する）施設

該当する施設はありません。

(5) 今後検討が必要な施設（23 施設）

ア 消防団施設（12 施設）

42. わかば台消防器庫、43. 伊田川消防器庫、44. 夏宿消防器庫、45. 高ヶ原消防器庫、
 46. 舟津消防器庫、47. 滝山消防器庫、48. 竹ノ爪消防器庫、49. 門前消防器庫、50. 立木消防器庫、
 51. 山ノ内消防器庫・消防道、52. 下柏川消防器庫、53. 河山河内神社地下車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
42～53	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置 計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	岩国市消防団美川方面隊、危機管理課									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・美川支所・危機管理課 施設維持管理・・・美川支所 本庁所管部署・・・危機管理課									

イ 今後の在り方検討（6施設）

20. 美川地底ホール、21. 美川大水車関連施設（販売所）、22. 美川農林漁業体験実習館「山ほとる」、
28. 美川味噌加工場

【対応方針】

利用実態や経営状況を精査し、令和7年度までに今後の在り方を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
20～28										
	利用実態や経営状況の精査 今後の在り方検討						検討結果に基づき対応			
協議先	20. 美川開発株式会社、22. 指定管理者、28. 利用団体									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・20. 22. 美川支所、28. 錦総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・20. 22. 観光振興課、28. 農林振興課									

24. 美川林業センター、40. 根笠出張所

【対応方針】

地域づくり拠点施設としての位置づけを踏まえ、令和7年度までに今後の在り方を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
24 40	地域づくり拠点施設の在り方検討・協議 管理運営体制の検討			検討・協議結果に基づき対応						
協議先	根笠地区の自治会、郵便事業者									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・美川支所 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

ウ サウンディング型市場調査等により売却等を検討する施設（6施設）

3. 下河内集会所、30. 美川小学校、31. 美川中学校、37. 美川放課後児童教室、
79. 藤ヶ谷自治会館、94. 旧河山小学校

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。

利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3～94										
協議先	3. 下河内自治会、30～37. 地元自治会、79. 藤ヶ谷自治会、94. やましろ商工会									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・3. 79. 美川支所、30. 31. 94. 教育委員会錦支所、37. 保育幼稚園課 本庁所管部署・・・3. 79. 地域づくり推進課、30. 31. 94. 教育政策課、37. 保育幼稚園課									

5. 再編・再配置の検証

美川林業センター・根笠出張所の機能の移転先として、美川農林漁業体験実習館「山ほたる」への移転の可能性を検証します。

(1) 検証対象施設

美川林業センター

ア 施設の利用状況

内容	使用の部屋	年間開催数	1回あたりの利用者数	「山ほたる」に機能を移転する場合の使用想定の部屋
マイナンバーカード出張申請	ロビー	2	15	ロビー・受付・売店
亀山つつじ愛好会総会	ロビー	2	21	
期日前投票	ロビー	2	25	
根笠小中学校同窓会	講座研修室	1	7	会議室
行政人権相談	講座研修室	1	1	
心配ごと相談	講座研修室	1	3	
民生委員・福祉員情報共有会議	大会議室	1	10	研修室
市道路災害復旧工事検査	大会議室	1	8	
みどりの保全推進桜講座	大会議室	1	15	

イ 諸室の利用状況

部屋の名称	部屋面積	年間利用回数	特記事項
小会議室	30 m ²	0	なし
大会議室	144 m ²	3	
講座研修室	26 m ²	3	
ロビー	53 m ²	6	
調理室	61 m ²	0	

根笠出張所

ア 施設の利用状況

内容	面積	受付件数	職員体制
住民票、証明書等発行	15 m ²	40	通常は1人で対応
各種保険税受付		14	
ごみ処理手数料受付		11	

施設使用料受付		3	
コピー代受付		40	
粗大ごみ手数料受付		2	
根笠簡易郵便局関係入金受付		3	
その他入金処理受付簿		11	

美川農林漁業体験実習館「山ほたる」

ア 施設の利用状況（R4）

部屋の名称	部屋面積	利用人数	美川林業センター・根笠出張所の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
ロビー・受付・売店	160 m ²	32,287 人	×	ロビーを売店に拡張しているが、本来の売店部分に戻す検討をしており、出張所(事務室)が入る余地がない。
事務室	48 m ²	従業員8人程度	×	出張所(事務室)が入る余地がない。
会議室	30 m ²	0 人	△	貸出:会議室として機能している。
特産品加工室	60 m ²	0 人	△	貸出:調理室として機能している。
研修室	73 m ²	0 人	△	貸出:会議室として機能している。

(2) 美川農林漁業体験実習館「山ほたる」への移転・複合化の可能性についての検証結果

美川林業センター及び根笠出張所の移転について以下のように検証を行いました。

美川林業センターの利用状況は、全体として年間 12 件で、1 回当たりの利用者数は、最大で 25 人程度と見込まれます。

利用状況と利用者数、各部屋の広さを考慮すれば、「山ほたる」の会議室、特産品加工室及び研修室を使用することで、現在の利用状況を維持しながら、「山ほたる」に機能を移転することは可能といえます。

根笠出張所の利用状況ですが、年間の受付件数が 120 件程度となっているものの、各種行政手続のほか、簡易郵便局関係事務も担っていること、また根笠地区には同様の機能を担う施設がないことから、現在の機能を維持することは必要と考えられます。

この点、「山ほたる」において、出張所執務室の広さと同程度の広さを有する部屋を検討すると、会議室、特産品加工室及び研修室は、出張所機能を移転するに十分な広さを有しているといえます。

よって、「山ほたる」に、美川林業センター及び根笠出張所の機能を移転することは、部屋の面積の上では可能であるといえます。

しかし、「山ほたる」への機能の移転には次のような課題が考えられます。

- ・「山ほたる」は、火・水曜日が休館であり、同日に出張所を開庁した場合、売店陳列の商品管理やセキュリティなどへの対応が必要となります。
- ・現在の根笠出張所・美川林業センターの利用者は、山ノ内集落の住民がほとんどとなっています。山ほたるは当該地域から 1.5 km ほど離れており、当該地域から山ほたるへの生活交通バスが 1 日 4 便程度の運行となっている状況では、出張所の機能を移転した場合、住民の利便性が低下します。

「山ほたる」への機能の移転には、これらの課題の解決が必要であり、今後、移転・複合化の可能性を検証するに当たっては指定管理者や地域住民との協議・検討が必要と考えられます。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設、福祉系施設、産業系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、以下のとおり定めます。

ア 集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくなることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8/10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8/10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

イ 福祉系施設

福祉施設については、これまで民間事業者が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っています。さらに、民間の持つノウハウを活用し、自立した経営を行うとともに、時代の要請や市民のニーズに柔軟に対応し、当該施設の機能を最大限に発揮させ、市民サービスの向上を図ることができるよう、民間事業者や地元団体等へ無償譲渡することとしています。

民間事業者等への無償譲渡に当たっては、譲渡施設の耐用年数が経過するまでの間、従前の用途を継続するとともに、サービスの維持向上に努めることを前提とし、次のとおり支援措置等を定めます。

- ・原則として、施設の機能維持のために市が必要と認めた修繕を、市が譲渡前に行います。ただし、耐震診断、耐震補強、駐車場の整備などは行いません。
- ・譲渡施設の解体工事の費用については、市の使用年数を、建物の総使用年数で除した割合を限度に補助します。
- ・譲渡に伴う所有権移転に必要な経費を補助します。

ウ 産業系施設

産業系施設については、これまで民間事業者等が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っています。当該施設の機能を最大限に発揮し、地域経済の活性化

や雇用創出などを通じて産業振興を図ることができるよう、民間事業者等が主体的に施設を管理し、安定的な運営を行うことが可能な施設について、民間事業者等は無償譲渡することとします。

民間事業者等への無償譲渡に当たっては、譲渡施設の耐用年数が経過するまでの間、従前の用途を継続することとし、譲渡施設の設置目的に合致した利用に努めることを前提とし、次のとおり支援措置等を定めます。

- ・原則として、施設の機能維持のために市が必要と認める修繕等を、市が譲渡前に行います。ただし、耐震診断、耐震補強、駐車場の整備等の施設機能の向上を目的とするものを除きます。
- ・譲渡施設の解体工事の費用については、市の使用年数を、建物の総使用年数で除した割合を限度に補助します。
- ・譲渡に伴う所有権移転に必要な経費を補助します。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認したうえで利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務：

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組みを評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行ったうえで、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

美川エリアの公共施設では、美川農林漁業体験実習館「山ほたる」、公営住宅等に指定管理者制度を導入しています。

改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価の仕組みを構築し、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

7. 施設位置図

